

緩和策						適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	建築物	吸収源	部門横断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組		
●						①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	中小企業における省エネルギー対策の促進	環境みらい資金による低利融資、補助制度やESCO事業の推進により、地球温暖化対策に取り組む中小企業のCO2排出削減設備導入に対する支援を行います。	・環境みらい資金による低利融資 対象:中小企業等 貸付利率:年利0.3%(信用保証付き:0.01%) ・補助制度①(省エネ設備導入) CO2排出削減設備導入支援(大規模事業所、中小規模事業所) 補助率:1/3(上限額 大規模:10,000千円、中小規模:5,000千円) (ESCO事業の場合)補助率:1/4(上限額:10,000千円) ・補助制度②(スマート省エネ技術導入支援事業) 補助率:1/3(上限額 10,000千円) ・ESCO事業による省エネ設備導入支援 中小企業者にエネルギー専門家(ESCO事業者)を無料で紹介する「マッチング支援」を実施	・環境みらい資金 金融機関等への利子補給を実施 新規融資実績:5件 ・補助制度 交付実績67件	環境部
●						①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	暑さ対策に資する省エネ設備等の導入支援	断熱対策や遮熱対策を行う中小企業等の設備導入に対する支援を行い、省エネ対策と同時に排熱対策を促進します。	暑さ対策省エネ設備導入支援事業 屋根、外壁及び窓に対する遮熱、断熱対策に対する補助 対象:中小企業等 補助率:1/3(上限額 3,000千円)	遮熱塗装、屋根の断熱対策、窓ガラスの断熱対策など に対して補助を実施 交付実績25件	環境部
●						①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	省エネルギーによる中小企業の経営力向上の促進	専門家と連携して省エネ診断や省エネに関する提案・助言を行うことにより、中小企業の省エネルギー対策を進め、経営力向上を促進します。	・中小企業に省エネルギーの専門家(エネルギーマネジメント業者、省エネナビゲーター)を派遣し、具体的な省エネ対策を提案 ・金融機関や中小企業診断士などの専門家と連携し、省エネ対策の投資拡大を支援	・専門家や金融機関と連携した省エネ診断 14件 ・省エネナビゲーターによる省エネ診断 33件	環境部
●						①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	事業者の省エネルギー・CO <sub>2</sub> 削減取組の普及啓発	事業者の省エネルギー・CO <sub>2</sub> 削減への取組事例を積極的に発信し、他の事業者の環境に配慮した取組を促進します。	ホームページや研修会により、優良な取組事例の発信を行う。	優良事例紹介 9件	環境部
●						①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	事業者の環境マネジメントへの取組の促進	事業活動において環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度」の推進により、事業者の環境マネジメントへの取組を促進します。	エコアップ認証制度 環境マネジメントに取り組み、かつ、CO2削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証 対象:「地球温暖化対策計画」を提出した事業者が設置している県内の事業所(大規模事業所を除く)	認証事業所数 60か所	環境部
●						①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	環境分野におけるSDGsの取組の促進	SDGsに取り組む企業を支援し、企業の環境への意欲を高めます。	環境SDGs取組宣言企業制度 ・環境への取組内容を企業等に宣言してもらい、PR ・専門家の派遣など支援	・環境SDGs取組宣言企業 133社 ・モデル事例企業 10社 ・成果発表会 2回 ・環境関連団体と連携した取組 3団体	環境部
●						①事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実	環境配慮企業への評価	入札参加資格審査において環境配慮の取組を行う企業を評価することで、県内企業の環境意識の醸成を図ります。	入札参加資格審査において、環境配慮の取組を行う企業を評価することで、県内企業の環境意識の醸成を図ります。	・建設工事等競争入札参加者の資格審査事務 審査件数 7,859件(内県分5,892件) ・物品等競争入札参加者の資格審査事務 審査件数 7,519件(内県分6,138件)	総務部
●						②大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進	目標設定型排出量取引制度の推進	温室効果ガスを多く排出する大規模事業所を対象とした「目標設定型排出量取引制度」を推進します。	目標設定型排出量取引制度 対象:原油換算で1,500kL以上のエネルギーを3か年度連続して使用する大規模な事業所 目標削減率:第1計画期間8%又は6%、第2計画期間15%又は13%、第3計画期間22%又は20%	・対象事業所数 592事業所(R1) ・制度ガイドライン等の改正、説明会の実施 ・事業所立入調査 24件 ・省エネ診断件数 4件	環境部
●						②大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進	地球温暖化対策計画制度の推進	県内で温室効果ガスを多く排出する事業者を対象とした「地球温暖化対策計画制度」を推進します。	地球温暖化対策計画制度 対象:県内に設置している全ての事業所におけるエネルギー使用量が、前年度に1,500kL以上であった事業者(特定事業者) 特定事業者以外も任意で計画を作成・報告することができる	・計画書の受理・審査・公表 ・制度ガイドライン等の改正、説明会の実施 ・地球温暖化対策計画提出事業者 827事業者	環境部
●						②大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進	企業立地時における地球温暖化対策の実施要請	環境影響評価制度により、企業立地を行う際に、環境に配慮した事業計画の策定を事業者に要請します。	環境影響評価制度 対象:インフラ整備(道路、ダムなど)、土地区画整理事業、廃棄物処理施設や工場などの設置など(20事業) 規模要件:工場の設置(施行区域の面積20ha以上)、廃棄物処理施設の設置(1日当たりのごみ処理能力200t以上)など 評価項目:大気質や温室効果ガス等21項目 対策例:省エネ設備の導入、緑化、工事時の温室効果ガスの低減など	・環境影響評価技術審議会開催 全体会 1回、小委員会 6回	環境部

緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局	
産業・業務	家庭	運輸	建築物・設備	吸収源	部門横断	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
●							③県有施設における省エネルギーの取組	県立がんセンターを核としたエネルギーネットワークの構築	県立がんセンターを核に、職員公舎や県立精神医療センターなどとエネルギーネットワークを構築し、エリア全体で熱や電気を融通しあい、省エネルギー化を図ります。	各省エネ設備で作られたエネルギーについて、がんセンターのAEMS(エリアマネジメントシステム)により最適に制御し効率的に活用することで、エリア全体としてエネルギー消費量を削減	エネルギーネットワークの運用によるエネルギー消費量の削減	病院局( R3.4.1 より地方独立行政法人埼玉県立病院機構に移管)
●							③県有施設における省エネルギーの取組	県立小児医療センターにおける省エネの推進	さいたま新都心の地域冷暖房システムと病院に設置するコージェネレーションシステムを組み合わせて最適運用し、省エネルギー化を図ります。また、コージェネレーションシステムの余剰熱エネルギーを地域冷暖房へ融通するエネルギーネットワークシステムを構築します。	・地域冷暖房システム及び病院のコージェネレーションシステムの最適運用による省エネの推進 ・病院の余剰熱エネルギーを地域冷暖房へ融通することによる、さいたま新都心地区全体の省エネへの寄与	コージェネレーションシステムを用いたエネルギーネットワークの運用によるエネルギー消費量の削減	病院局( R3.4.1 より地方独立行政法人埼玉県立病院機構に移管)
●							③県有施設における省エネルギーの取組	上水道における省エネの推進	浄水場の取送水や水処理過程において、省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により、CO2削減を進めます。	水処理機器に省エネ機器を導入し省エネルギー化を図る	大久保浄水場におけるフロキユレータ設備の省エネルギー化	企業局
●			●				③県有施設における省エネルギーの取組 ②その他温室効果ガス対策	環境に配慮した流域下水道の整備	高温焼却の実施や電気使用量の削減により、下水処理のプロセスごとに環境負荷の低減につながる処理方法を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。	・超微細散気装置の導入などによる下水処理工程における使用電力量の削減 ・廃熱発電機付き焼却炉の整備 ・N2O排出量が少ない焼却炉の整備 ・消化工程の導入による焼却汚泥量の削減 ・下水汚泥の高温焼却によるN2O排出量の削減	・超微細散気装置の導入 全31.5系列中24.17系列に導入済み(R2) ・消化工程の導入 元荒川水循環センターに導入済み ・高温焼却の実施 焼却炉16基中14基で実施(R2)	下水道局
●							③県有施設における省エネルギーの取組	ESCO事業の推進	県有施設にESCOを導入し、庁舎等の建築物で使用する電気やガスなどのエネルギー使用量の削減を図ります。	県有施設へのESCO事業の導入 導入実績:10施設	ESCO事業の実施 4施設 (環境科学国際センター、嵐山郷、総合リハビリテーションセンター、第二庁舎)	総務部
●							③県有施設における省エネルギーの取組	県有施設のエコオフィス化改修の推進	県有施設への高効率空調機、LED照明などの導入により、省エネ・省コストやCO2排出量の削減を図ります。また、節水器具やLED照明の導入によるエコイレ化を進めます。	・エコオフィス化改修事業(高効率空調機、LED照明器具などの導入) ・エコイレ導入事業(節水器具やLED照明の導入) ・再生可能エネルギー導入事業(地方庁舎・合同庁舎などにおける太陽光発電設備の設置)	工事実施 3施設 (東松山保健所、さいたま県土整備事務所、農業技術研究センター久喜市試験場)	総務部
●	●						④建築物・設備の低炭素化 ③住宅の低炭素化	新築建物における省エネ・環境性能の向上	一定規模以上の建築物の新築又は増築等を対象に省エネルギー、太陽光の利用、コージェネレーションシステム、資源有効活用、ヒートアイランド対策や緑化などの環境配慮計画の作成・届出制度を運用し、環境性能の向上を図ります。また、CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)などの評価システムを活用し、対象建築物の評価を公表します。	埼玉県建築物環境配慮制度 ・建築物の環境性能の見える化により環境配慮の取組を普及 ・CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)による格付けや環境配慮の取組等を県ホームページで公表 対象:延床面積2,000㎡以上の新築、増築、改築 環境性能例:省エネ性能、再エネの検討、省資源・リサイクル、緑化、周辺環境への配慮など	埼玉県建築物環境配慮制度届出件数 187件(R2)	都市整備部
●	●						④建築物・設備の低炭素化 ③住宅の低炭素化	環境に配慮した建築物に対するインセンティブ(優遇措置)の付与	環境に配慮した建築物に対して、総合設計制度を活用し、容積率の上乗せの仕組みを適用します。	総合設計制度(建築基準法) 対象:2,000㎡又は500㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地(公開空地)を設けることなどにより、市街地環境の整備改善に資すると認められる場合、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限などを緩和	環境配慮型総合設計許可件数 0件(R2)	都市整備部
●	●						④建築物・設備の低炭素化 ③住宅の低炭素化	低炭素建築物新築等計画の認定	市街化区域等における低炭素建築物新築等計画の認定により、省エネルギー性能の高い住宅・建築物の普及を進めます。	低炭素建築物新築等計画(都市低炭素化促進法) 対象:市街化区域の建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置及び改修 認定基準:外壁・窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準、一次エネルギー消費量(冷暖房、換気、給湯、照明)に関する基準、節水対策・エネルギーマネジメント・ヒートアイランド対策(緑化など)などの建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準など メリット:住宅ローン減税等の税制上の優遇措置、容積率緩和措置	低炭素建築物認定制度認定件数 32件(R2)	都市整備部
●							④建築物・設備の低炭素化	既存建物のエコオフィス化に対する支援	既存建物について、省エネ診断などを通じて改修などにおけるエコオフィス化を支援します。	・中小企業に省エネルギーの専門家(エネルギーマネジメント業者、省エネナビゲーター)を派遣し、具体的な省エネ対策を提案 ・金融機関や中小企業診断士などの専門家と連携し、省エネ対策の投資拡大を支援	・専門家や金融機関と連携した省エネ診断 14件 ・省エネナビゲーターによる省エネ診断 33件	環境部

緩和策						適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	建築物	吸収源	部門横断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
●						④建築物・設備の 低炭素化	浄化槽の省エネ化促進	中・大型合併処理浄化槽への高効率設備導入を行うための支援制度を周知することにより、浄化槽の省エネ化を促進します。	環境省の浄化槽省エネ化支援制度の周知 既設中・大型合併浄化槽において高効率な機械設備等の導入に要する経費の一部を補助し、CO2の排出抑制を図る 対象:民間企業(個人事業主)、地方自治体、学校法人、住宅団地の管理組合等 51人槽以上の既設合併処理浄化槽について、各種機械設備の最新型機器への改修などに対して補助(補助率:補助対象事業費の1/2) 平成12年3月末までに設置された60人槽以上の合併処理浄化槽について、高い省エネ効果が見込まれる浄化槽本体交換に対して補助(補助率:規定工事費の1/2)	県各部主管課及び県内63市町村に補助制度について周知した。	環境部	
●						④建築物・設備の 低炭素化	ESCO事業の推進	中小企業のエネルギー使用量を効果的に削減するため、ESCO事業を推進するとともに設備導入に対する支援を行います。	中小企業等にESCO事業による設備導入支援やエネルギー専門家(ESCO事業者)を無料で紹介する「マッチング支援」を実施	中小企業等が実施するCO2排出削減設備の導入に対する補助 ・補助対象 CO2排出削減設備の整備 ・補助率等 補助対象経費の4分の1以内、 ・上限額 10,000千円 中小企業とESCO事業者のマッチング支援	環境部	
●						⑤オフィスや街区の 低炭素化	グリーンITの推進	クラウド技術を活用し、サーバー機器等の削減を図るとともに、省エネルギー性に優れた機器を導入するなどしてグリーンITを推進します。	・省エネルギー性に優れたパソコンを導入するとともに、パソコンの使用に当たり、省電力モードを徹底させるなど、職員の意識改革を進める。 ・クラウド技術を活用し、庁内情報システムを集約化することにより、消費電力を抑え維持管理費の削減を図る。	・省電力性に優れたパソコンを調達した。 ・庁内情報システムを埼玉県市町村共同クラウドへ集約した。	企画財政部	
●						⑤オフィスや街区の 低炭素化	グリーンITの推進	クラウド技術を活用し、サーバー機器等の削減を図るとともに、省エネルギー性に優れた機器を導入するなどしてグリーンITを推進します。	サーバ、パソコン等の機器を更新する際は、消費電力に優れた機器の調達を実施	・業務用サーバの更新 ・職員用パソコンの更新 等	警察本部	
●						⑤オフィスや街区の 低炭素化	グリーン調達の推進	「埼玉県グリーン調達推進方針」に基づく率先行動として、庁内で使用する事務用消耗品等について、環境に配慮した物品を購入します。	グリーン購入:製品やサービスを購入する際に、購入の必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入 環境物品:環境への負荷の低減に資する原材料又は部品、製品、製品を用いて提供される役務 対象分類:紙類やオフィス家具等の22分類	以下のとおり整備した。 片そで机122台 わき机22台 回転いす(課長・主幹級)10台 回転いす(主査級・一般)170台	会計管理者(出納)	
●						⑤オフィスや街区の 低炭素化	グリーン調達の推進	また、県民、事業者等にも環境に配慮した物品の購入を呼びかけます。	県民、事業者に対する環境配慮物品の購入推進の呼びかけ	「埼玉県グリーン調達推進方針」の県ホームページ掲載やグリーン購入ネットワークの事業を通じてグリーン購入の推進への協力を呼びかけた。	環境部	
●						⑤オフィスや街区の 低炭素化	道路照明灯のLED化	道路照明灯について、消費電力の少ないLED灯への転換を推進します。	道路照明灯具をナトリウム灯具から消費電力の少ないLED灯具へ更新することにより、消費電力を抑え維持管理費の削減を図る。	LED灯具リース契約(R2時点契約灯数) 23,128灯	県土整備部	
●						⑤オフィスや街区の 低炭素化	商店街の省エネ化の促進	歩行者の安全・安心の確保による商店街のにぎわい創出と省エネ化を促進するため、商店街が行う街路灯のLED化などの環境配慮型施設整備に対して補助を行います。	商店街の来街促進及び個々の個店の売上増加に繋がる施設整備に対して「NEXT商店街プロジェクト対象地域」優先で補助を行う。 ・補助対象者:商店街及び商工団体 ・補助率:県1/3、市町村1/3、事業者1/3 ・補助上限額:新設10,000千円 改修2,500千円	LED街路灯の新設及びLED化改修に対する補助金の交付 11団体	産業労働部	
●						①省エネ家電・設備等の普及促進	LED照明の普及推進	販売事業者等と連携し、LED照明導入に関する普及啓発を行います。	LED照明普及推進事業 ・民間事業者等と連携し、省エネ家電やLED照明への交換、断熱対策について県民に呼びかけ、県全体で取り組む機運を醸成する。 ・WEB上などでLED照明や省エネ家電に交換した時の省エネ効果を実感できる「家庭の省エネ総点検」の実施を呼び掛け、LED照明や省エネ家電への交換を促進する。	彩の国家庭の省エネ(LED・断熱)推進キャンペーン(R2.11.14~R3.2.28) 各協力事業者の店舗をLED照明推進店として広報等で紹介し、サービス内容をPRすることでLED照明等普及を図る 事業者:県内店舗でポイントアップや値引き等の特典を提供 県:彩の国だよりやHPでの家庭の省エネ(LED・断熱)推進キャンペーン及び各店舗のPR 市町村:広報協力	環境部	

緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局	
産業・業務	家庭	運輸	建築物・エネルギー供給施設	吸収源	部門横断	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
	●						①省エネ家電・設備等の普及促進	省エネ家電の買い替え促進	家電製品省エネ情報提供制度により、冷蔵庫、エアコン、テレビなどの家電製品について、省エネ型への買い替えを促進します。	家電製品省エネ情報提供制度 家電製品購入者に対し、販売事業者から省エネ性能に関する情報が適切に提供されることで、省エネ性能の優れた家電製品の普及を促進 義務対象:エアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電気温水機器のいずれかを5台以上陳列販売する事業者(※ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器は令和4年6月1日から対象) 義務内容:省エネルギー性能のラベル表示及び説明 義務対象以外の販売事業者もラベル表示及び説明が努力義務	立入調査件数 105件 届出店舗数 194店舗(13事業者)(R3.3月末現在)	環境部
	●						①省エネ家電・設備等の普及促進	省エネ設備の導入促進	家庭用燃料電池(エネファーム)や家庭用蓄電池等省エネ設備の導入支援を行います。	・住宅用省エネ設備導入支援事業補助制度 既存住宅に対象の省エネ設備を導入する場合に補助を実施 対象:エネファーム、太陽熱利用システム、地中熱利用システム(地中熱利用システムのみ新築住宅も可) 補助額:5万円(地中熱利用システムは20万円) ・再生可能エネルギー電力活用住宅普及促進事業補助 既存住宅に蓄電システムを導入する場合に補助を実施 対象:蓄電システム 補助額:5万円	・住宅用省エネ設備補助実績 406件 エネファーム 393件 太陽熱利用システム 11件 地中熱利用システム 2件 ・蓄電システム補助実績 1,081件	環境部
	●						②低炭素なライフスタイルへの転換	ライフスタイルの見直し	クールビズ・ウォームビズ、クールシェア・ウォームシェアや省エネ・節電など環境に配慮したライフスタイルの実践を広く県民に呼び掛けるキャンペーンを実施します。	環境に配慮したライフスタイルの実践を広く県民に呼びかけるキャンペーンを実施する。	・夏のライフスタイルキャンペーン 5月1日～10月31日 ・冬のライフスタイルキャンペーン 12月1日～3月31日 夏・冬それぞれ約800団体に呼びかけを実施	環境部
	●						②低炭素なライフスタイルへの転換	ライフスタイルの見直し	また、循環型社会への転換を促進するため、3Rの実践を呼び掛けます。	持続可能な循環型社会を構築するため、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたライフスタイルを見直し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)による廃棄物の減量化・再生利用を推進する。	・市町村担当者向けに容器包装リサイクル法に関する説明会を開催し、容器包装ごみの削減とリサイクルの呼びかけ。 ・県ホームページに親子で3Rを楽しみながら学べるクイズやワークシートを掲載したほか、県政出前講座でごみの削減や食品ロスの削減について啓発を実施(開催回数:3回 受講者数:163名)。	環境部
	●						②低炭素なライフスタイルへの転換	エコライフDAYの推進	簡単なチェックシートを使って環境に配慮した1日を送るエコライフDAY(一日環境家計簿)を実施し、環境に優しいライフスタイルへの転換を図ります。	簡単なチェックシートを使って環境に配慮した1日を送るエコライフDAYを実施し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図り、家庭におけるCO2の排出を削減する。 対象(区分):小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学生・高校生・一般	夏(6月～9月)、冬(12月～3月)の2回実施 約83万人(夏約45万人、冬約38万人)参加 (チェックシート配布ベース)	環境部
	●				●		②低炭素なライフスタイルへの転換 ④環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化防止活動推進員の活動支援	地域における地球温暖化防止活動の中核となる地球温暖化防止活動推進員に対し、研修等の実施による活動の支援を行います。	・地球温暖化防止活動推進員に対する研修を実施し、資質向上を図るとともに、推進員及び行政等のネットワーク化を図る。 ・ホームページ「彩の国環境ネットワークプラザ」による地球温暖化防止活動に関する情報提供やボランティア保険への加入等による活動支援を行う。	・研修の実施 年4回 ・ホームページによるイベントや団体情報等の情報発信・提供	環境部
	●						③住宅の低炭素化	省エネ性能の高い住宅の普及促進	全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度の活用や省エネ性能の高い住宅(認定長期優良住宅や認定低炭素住宅等)の普及を促進します。	認定低炭素住宅(都市低炭素化促進法) 対象:市街化区域の建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空調設備等の設置及び改修 認定基準:外壁・窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準、一次エネルギー消費量(冷暖房、換気、給湯、照明)に関する基準、節水対策・エネルギーマネジメント・ヒートアイランド対策(緑化など)などの建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準など メリット:住宅ローン減税等の税制上の優遇措置、容積率緩和措置	低炭素建築物認定制度認定件数 32件(R2)	都市整備部
	●						③住宅の低炭素化	省エネ性能の高い住宅の普及促進	全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度の活用や省エネ性能の高い住宅(認定長期優良住宅や認定低炭素住宅等)の普及を促進します。	長期優良住宅の認定を的確に行うことにより、優良な住宅の普及を図る。 対象:新築住宅、増改築工事を行う既存住宅 要件:長期に使用するための構造と設備(耐震性、バリアフリー性、省エネ性(断熱等級4級以上)など)、住環境への配慮、一定面積以上の住戸面積、維持保全計画の作成 メリット:税制の優遇措置、住宅ローンの金利引下げ、地震保険料の割引	長期優良住宅認定件数 868件	都市整備部

緩和策						適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	吸収源	部門横断	緩和策:項目 適応策:分野		緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組				
	●					③住宅の低炭素化	エコリフォームの普及促進	断熱や設備の省エネ化など、環境に優しいリフォームの考え方や具体的な方法・効果などについて、県民やリフォーム事業者等への普及啓発を推進します。	環境に優しいリフォームの方法等について解説した手引き「エコリフォームのすすめ」を広く周知することで、住宅の省エネ改修を促進	県ホームページによる手引きの周知(通年)	都市整備部	
	●					③住宅の低炭素化	環境に配慮した住宅普及に対する支援	環境に配慮した住まいや住まい方を表彰する制度への事業補助を行います。	環境に配慮した住まいや住まい方を表彰する「埼玉県環境住宅賞」へ事業補助を行うことで、省エネ住宅の普及を支援	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、埼玉県環境住宅賞は開催中止	都市整備部	
		●				①次世代自動車の普及促進	EV・PHVの普及推進	公用車への率先導入、市町村や自動車メーカーとの連携によるEV・PHVの普及推進やEV・PHVの普及状況に応じた自動車への充電インフラの適切な整備を行います。	EV・PHVの普及を推進するため、公用車への率先導入、市町村や自動車メーカーと連携した普及の推進、充電インフラの整備拡大などを実施。	公務員及び民間向け試乗会及び市町村等と連携した普及啓発はコロナ禍のため中止 県有施設設置充電器の維持管理 6か所	環境部	
		●				①次世代自動車の普及促進	公用車への次世代自動車の率先導入	公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした次世代自動車や九都県市指定低公害車の率先導入を進めます。	公用車グリーン導入指針の運用により、公用車への次世代自動車導入を推進する。 導入可能車:EV、PHV、FCV、九都県市指定低公害車(※警察本部は対象外)	次世代自動車のうちEV・PHV・FCVの導入状況 28台	環境部	
		●				①次世代自動車の普及促進	公用車への次世代自動車の率先導入	公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした次世代自動車や九都県市指定低公害車の率先導入を進めます。	県公用車のうち、出納総務課が管理する集中管理車について、集中管理車更新基準及び埼玉県公用車グリーン導入指針に従い更新を行う。	更新台数(出納総務課管理分) 13台(共用車 1、貸出車 12)	会計管理者(出納)	
		●				①次世代自動車の普及促進	公用車への次世代自動車の率先導入	公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした次世代自動車や九都県市指定低公害車の率先導入を進めます。	公用車の更新時には、HV・EV・PHVをはじめとした次世代自動車や九都県市指定低公害車とするなど、率先導入を進める。	・九都県市指定低公害車 16台 (無線警ら車2台、交通取締用車3台、交通事故処理車4台、搬送車5台、その他2台) ・ハイブリッド車 26台 (捜査用車20台、小型警ら車5台、小型護送車1台)	警察本部	
		●		●		①次世代自動車の普及促進 ③多様なエネルギー源の活用	燃料電池自動車の導入促進	温室効果ガス排出削減など環境負荷の低減を図るため、燃料電池自動車の導入を促進します。	・燃料電池バス導入費(公共交通機関における県内営業路線への導入補助(1台あたり4,000万円)) ・次世代自動車維持管理費(公用車の燃料電池自動車維持管理) ・FCV普及啓発(FCV試乗会・展示会の開催、FCV貸出)	・FCV試乗会、普及啓発事業の開催 ・FCバス導入補助(2台)	環境部	
		●				①次世代自動車の普及促進	次世代自動車、低燃費車の導入促進	関係団体が行う、県内事業者に対する次世代自動車や低燃費車の導入に対する補助事業への助成を行います。	(一社)埼玉県トラック協会に対して交付する運輸事業振興助成補助金により、同協会が次世代自動車や低燃費車を事業者が導入する費用に対して助成を行う。	H22~R2年度 低公害車導入助成台数 16,099台	産業労働部	
		●				②運輸・物流の低炭素化	自動車地球温暖化対策計画制度の推進	一定台数以上の自動車を使用する事業者を対象とした「自動車地球温暖化対策計画制度」の推進により、自動車から排出されるCO2の削減や低燃費車の導入を促進します。	自動車地球温暖化対策計画制度 対象:県内で30台以上の自動車を使用する事業者 内容:CO2排出量目標値や具体的な取組について計画を作成・報告 エコドライブ推進者を選任・届出 <200台以上の場合> 低燃費車の導入方策の作成・提出、導入状況の報告	自動車地球温暖化対策計画等の作成 749事業者 低燃費車の導入義務 76事業者	環境部	
		●				②運輸・物流の低炭素化	自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進	「自動車地球温暖化対策実施方針制度」の推進により、大規模荷主、大規模集客施設に対し、計画配送や混載など物流の効率化等の措置を求めます。	自動車地球温暖化対策実施方針制度 対象:大規模荷主(従業員数300人以上、建設業や運輸業など指定された事業に該当する事業所を設置、貨物の運送を委託している又はその貨物を受け取る事業者) 大規模集客施設(映画館や店舗などの集客施設でその用途面積が1万㎡以上である施設の所有者又は運営者)	自動車地球温暖化対策実施方針作成事業者 のべ301事業者	環境部	
		●				②運輸・物流の低炭素化	低燃費車導入義務の割合の見直し	自動車を一定台数以上使用する事業者に対する、地球温暖化対策推進条例に基づく低燃費車導入台数割合の見直しを行い、低燃費化を促進します。	自動車地球温暖化対策計画制度における低燃費車の導入割合(現行:40%以上、期限:令和7年3月末)を見直し、自動車の低燃費化を促進	令和元年度に見直しを実施。R2年度における導入割合の見直しなし。	環境部	

緩和策						適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	吸収源	部門横断	緩和策:項目 適応策:分野		緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組				
		●			②運輸・物流の低炭素化	エコドライブの普及促進	県と民間が連携し、自動車運転者を対象にエコドライブの普及を促進します。	エコドライブ講習会の開催 エコドライブアドバイザー制度(講習受講者をエコドライブアドバイザーとして認定) 優良取組事例の紹介(県HPに掲載)	エコドライブアドバイザーの育成 1,822名(R2)、26,020名(累計)	環境部		
		●			②運輸・物流の低炭素化	時差通勤、ノーマイカー通勤の推進	時差通勤やノーマイカー通勤の取組を推進し、交通渋滞の緩和により通勤に伴うCO2排出量の削減を図ります。	エコ通勤の呼びかけ 事業者にとってのメリット:イメージの向上、地域の渋滞解消、事故の減少、駐車場や燃料にかかる経費の削減 従業員にとってのメリット:健康増進	自動車地球温暖化対策計画制度における実施事業者 302事業者	環境部		
		●			②運輸・物流の低炭素化	流通業務の総合化、効率化	物流拠点の集約化や適地への立地、共同輸配送等による配送ネットワークの合理化を促進し、環境負荷の低減を図ります。	物流を総合的かつ効率的に実施するため、「物流総合効率化法」に基づき、国が総合効率化計画を認定。申請時に県に意見照会があり、開発許可の見込み等について回答する。 計画の具体的事業:輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化 計画認定のメリット:物流拠点施設に関する税制特例、都市計画法等による処分についての配慮、運行経費の一部補助等	認定件数 36件(H17~R2) 国からの照会件数 8件(R2)	産業労働部		
		●			②運輸・物流の低炭素化	流通業務の総合化、効率化	また、荷主、陸運事業者、船会社などが実施する海上コンテナのラウンドユースの取組を支援します。	・輸入コンテナを荷卸後、空いたコンテナを輸出荷積に継続して利用するコンテナラウンドユースを物流効率化の取組として支援 ・埼玉県コンテナラウンドユース推進協議(SCRU)の運営 構成員:県、荷主、陸運事業者、船会社、保険会社、金融機関など	埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会(SCRU)を運営し、荷主、陸運事業者、船会社等の協議会構成員による情報・意見交換を促した。	都市整備部		
		●			③自動車から公共交通機関等への利用転換	公共交通機関の利用促進	バスまちスポット・まち愛スポット登録を推進するなど、バス利用者の利便性の向上を図ります。	出歩きやすいまちづくり～バスでつなぐ・人がつながる～ ・「バスまちスポット」「まち愛スポット」登録制度(H25～) バスまちスポット:バス停留所の近くで、バスを気軽に待てる施設 まち愛スポット:バス停留所から概ね500m圏内で、ベンチや椅子を提供し、歩く際に休憩利用できる施設 ・出歩きやすいまちづくり推進会議 県、市町村、バス事業者、バスロケーションシステム事業者、小売事業者等からなる「出歩きやすいまちづくり推進会議」を設置し、意見交換を実施。	・「バスまちスポット」「まち愛スポット」登録施設 (令和3年3月現在) バスまちスポット 355施設 まち愛スポット 37施設	都市整備部		
		●			③自動車から公共交通機関等への利用転換	公共交通機関の利用促進	優先信号制御等によりバスを優先通行させ、運行の定時性を確保するPTPS(公共車両優先システム)の運用により、公共交通機関の利用を促進します。	・バスロケーションシステム(バスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話等にバスの運行情報をリアルタイムで提供するシステム)を導入する事業者を支援するとともに、バス停留所の利便性の向上を図ります。 ・優先信号制御等によりバスを優先通行させて運行の定時性を確保するPTPS(公共車両優先システム)の運用により、公共交通機関への利用促進を図ります。 ・PTPS設備の整備やノンストップバスの導入を行うバス事業者を支援します。また、駅にエレベーター等を設置する市町村を支援します。	・整備交差点 路線 久喜駅西口～菖蒲町 整備交差点 六万部橋(東)交差点(久喜市) ・事業内容 光ビーコンの整備 2基 ・対象バス事業者 朝日自動車	警察本部		
		●			③自動車から公共交通機関等への利用転換	公共交通機関の利用促進	誰もが安全で快適に公共交通機関を利用できるよう、駅のホームドアやエレベーターの設置、ノンステップバスの導入等のバリアフリー化を促進します。 公共交通の確保・充実を図るため、市町村のコミュニティバスやデマンド交通の導入等を促進します。	・みんなに親しまれる駅づくり事業 エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助(補助率は1/2以内(普通交付税不交付団体については1/3以内)。1施設当たり2,000万円を上限) ・ノンステップバス導入促進事業 ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助する(補助率は市町村負担額の1/2、1台当たり50万円を上限)。 ・市町村地域公共交通会議等への参画 市町村地域公共交通会議等へ参画し、コミュニティバスやデマンド交通等に関する助言や情報提供等を行う。	・3市町5施設に対し補助金を交付(エレベーター4基、障害者対応型トイレ1か所) ・3市町(バス事業者3社)に対し計4台の補助を実施 県内ノンステップバス導入率 78.6% ・市町村が設置している地域公共交通会議等に参画し支援等を実施。	企画財政部		
		●			③自動車から公共交通機関等への利用転換	自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進	「自動車地球温暖化対策実施方針制度」の推進により、大規模荷主、大規模客集施設、マイカー通勤者が多い事業所に対し、公共交通機関や自転車の利用促進などの措置を求めます。	対象:マイカー通勤者が多数の事業所(従業員数300人以上で自家用自動車通勤している従業員が全従業員の半数以上の事業所を設置する事業者)	自動車地球温暖化対策実施方針 マイカー通勤での方針作成事業所 121事業所	環境部		
		●			③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車通行空間、駐輪場の整備	自転車レーンの設置など、自転車が安全に走ることができる自転車通行空間の整備を推進します。	自転車通行環境整備費 既存道路において、自転車通行空間を整備し、道路利用者の交通安全の向上を図る。	自転車通行空間の整備(完了延長) 約7.4km	県土整備部		

緩和策					適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	吸収源	部門横断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
		●				③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車通行空間、駐輪場の整備	自転車レーンの設置など、自転車が安全に走ることができる自転車通行空間の整備を推進します。	・普通自転車専用通行帯の設置 ・普通自転車歩道通行可の廃止 ・自転車横断帯の廃止	・普通自転車専用通行帯の設置 2区間 ・普通自転車歩道通行可の廃止 5区間 ・自転車横断帯の廃止 105本	警察本部
		●				③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車通行空間、駐輪場の整備	また、市町村が実施する自転車通行空間及び駐輪場の整備を支援します。	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、市町村の自転車通行空間及び駐輪場整備に当たり、国の防災・安全交付金(補助率5/10)の活用を助言	5市5事業を実施	県土整備部
		●				③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車通行空間、駐輪場の整備	また、市町村が実施する自転車通行空間及び駐輪場の整備を支援します。	都市再生整備計画事業(市町村が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援する国の交付金制度)において、市町村の都市再生整備計画の策定を支援	R2については実施なし	都市整備部
		●				③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車利用の促進	事業活動で使用される自動車から排出されるCO2を削減するため、近距離の移動における自転車利用を促進します。	自動車から自転車使用への転換 電動アシスト自転車維持管理費e-サイクルシェアリング	電動アシスト自転車貸出実績 557回	環境部
		●				③自動車から公共交通機関等への利用転換	自転車利用の促進	自転車の安全な利用を促進するため、啓発・交通安全教育を通じて交通ルールの周知を図ります。	・交通ルールの周知 県民の放置自転車に対する問題意識を高めるとともに、自転車安全利用とマナーの向上を図るため、首都圏を構成する九都県市で「首都圏放置自転車協議会」を設置し、首都圏放置自転車クリーンキャンペーンを実施	10月1日～31日の1か月間 ・実施市町村 48市町村 ・街頭広報活動の実施 のべ270人 ・駐車指導・整理の実施 225か所 ・放置自転車等の撤去・移送 2,140台	県民生活部
		●				③自動車から公共交通機関等への利用転換	運転免許自主返納の支援	運転免許証に代わる公的身分証明書の発行制度や優遇制度の普及を通じて、運転免許証の自主返納を支援します。	シルバー・サポーター制度 加齢に伴う身体機能の変化を自覚するなどの理由により、自主的に運転免許を返納した高齢者に対し日常生活における支援を行うことにより、高齢者の交通事故防止を図る。	・協賛事業所 291団体(タクシー会社:66社、飲食関係:85事業所等) ・運転経歴証明書交付状況 34,440枚 ・周知用チラシの作成	警察本部
		●				④交通流対策	渋滞のない円滑な道路交通を実現する道路・交差点の整備	バイパスや交差点の整備などにより、円滑な道路交通の実現や交通渋滞の解消を図ります。	道路整備事業 安全で円滑な道路交通の実現を図るため、現道拡幅やバイパス整備を行い、道路ネットワークの構築を図る。 また、東京都境の未接続道路の整備推進を図るため、バイパス整備を行い都県境の道路ネットワークの構築を図る。	117か所の事業を実施	県土整備部
		●				④交通流対策	渋滞のない円滑な道路交通を実現する道路・交差点の整備	バイパスや交差点の整備などにより、円滑な道路交通の実現や交通渋滞の解消を図ります。	社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費、交差点整備費 右折帯設置などの交差点整備を行うことにより、交通渋滞の解消と交通事故の軽減につなげる。	交差点整備(実施中箇所) 31か所	県土整備部
		●				④交通流対策	交通安全施設的环境配慮	交通管制システムの整備や信号機のLED化などを通じ、的確な情報提供や歩行者に優しい道路交通環境を構築し、交通の円滑化とCO2削減を図ります。	・信号情報活用運転支援システムの導入 ドライバーに信号情報を提供して心理的にゆとりある安全運転と経済的な運転を促進し、交通事故防止、CO2削減や交通流の円滑化を実現 ・信号機のLED化による使用電力及びCO2削減	・信号情報活用運転支援システム等の導入による交通管制センターの拡充整備 ・交通信号機の高度化改良 ・信号機のLED化	警察本部
		●				①廃棄物対策 ②その他温室効果ガス対策	3R(リデュース、リユース、リサイクル)による廃棄物の減量化・再生利用の推進	レジ袋などの容器包装や食品ロスの削減について、事業者や県民に働きかけていきます。また、市町村等と事業系ごみ削減キャンペーンを実施し、事業系ごみの削減や分別の徹底を図ります。	各種リサイクル法の適正な執行により、3Rの推進を図る。 事業者や消費者、市民団体等と連携し、レジ袋などの容器包装や生ごみなどの一般廃棄物の削減を図る。	・容器包装リサイクル法に関する市町村担当者向け説明会を開催し、容器包装ごみの削減とリサイクルの呼びかけ。 ・レジ袋有料化にあわせ、レジ袋の削減や3Rの実践を呼びかけるチラシやポスターを作成し、小売事業者と連携した啓発を実施。 ・県ホームページに親子で3Rを楽しみながら学べるクイズやワークシートを掲載したほか、県政出前講座でごみの削減や食品ロスの削減について啓発を実施(開催回数:3回 受講者数:163名)。	環境部
		●				①廃棄物対策	太陽光パネルリサイクルの推進	今後、大量に廃棄されることが見込まれる太陽光パネルについて、処理技術の高度化や回収システムの構築を目指すことにより、リサイクルを推進します。	・太陽光パネルの大量廃棄ピークが約20年後に到来することを見据え、リサイクルに係る技術的課題をクリアし、県内の産業廃棄物処理業者に展開 ・効率的なリサイクルが行われる制度構築に向けた回収ルート等の検討 ・太陽光パネルの破砕設備を環境科学国際センター内に設置し、実証実験を実施	・太陽電池モジュールリサイクル協議会の開催(令和2年8月25日、令和3年3月22日) ・「太陽光発電設備の処理に関する手引(利用終了～解体・撤去編)(リユース・リサイクル処分編)」を作成し、HPにて公開	環境部

緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局	
産業・業務	家庭	運輸	建築物	吸収源	部門横断	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
				●			①廃棄物対策	プラスチックごみの発生抑制	世界規模での海洋プラスチックごみ問題に対応するため、プラスチック製品関係業者等とプラスチックの有効利用や適正処理等について検討し、プラスチックごみの河川への流出防止や排出削減を図ります。	・プラスチック製品の製造業者や販売業者などとプラスチックごみ問題の解決に向けて協議 ・河川におけるプラスチックごみ調査を実施し、海洋への流出の削減手法を検討	・各関係業界と最新の知見や取組を情報共有した。 ・河川ごみなどについて県内の状況を調査し、県民への啓発を行った。	環境部
				●			①廃棄物対策	プラスチックごみの発生抑制	世界規模での海洋プラスチックごみ問題に対応するため、プラスチック製品関係業者等とプラスチックの有効利用や適正処理等について検討し、プラスチックごみの河川への流出防止や排出削減を図ります。	・排出事業者に対し、廃プラスチック類の適正処理を行うよう監視及び指導を実施 ・県内の廃プラスチック類処理の実態の把握	・排出事業者立入を実施(通年) ・廃プラスチック類の処理実態に係る調査の実施(R2.8.3~R2.9.30)	環境部
				●			①廃棄物対策	プラスチックごみの発生抑制	世界規模での海洋プラスチックごみ問題に対応するため、プラスチック製品関係業者等とプラスチックの有効利用や適正処理等について検討し、プラスチックごみの河川への流出防止や排出削減を図ります。	5月の「530(ごみゼロの日)」に合わせ、5月30日から6月8日までを「埼玉県プラごみゼロウィーク」とし、県民にプラスチックごみを出さないライフスタイルの実践や地域清掃活動の実施を呼び掛けを行う。	・県に登録する地域清掃活動団体、川の国応援団に対し、県が定めた『彩の国「新しい性格様式」における地域清掃活動10のポイント』を守ったごみ拾い活動を呼び掛け。(参加団体83団体、実施回数110回)	環境部
				●	●		①廃棄物対策 ③多様なエネルギー源の活用	エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援	焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを発電や余熱利用施設等に活用する、エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入を支援します。	廃棄物処理施設整備指導費 市町村等において、焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを発電や地域暖房等に活用する、高効率なごみ発電施設等のエネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援(国の循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付に係る支援)	1団体(埼玉西部環境保全組合)の施設整備について交付金交付に係る支援等を実施 ・埼玉西部環境保全組合 高効率ごみ発電施設(H30~R4、R4年度稼働予定)	環境部
				●	●		①廃棄物対策 ③多様なエネルギー源の活用	廃棄物系バイオマス等利活用の促進	生ごみ等のバイオマスの利活用を促進し、廃棄物のエネルギー資源の活用を目指します。	生ごみバイオガス化発電システム構築事業費 生ごみなどの有機性の廃棄物からエネルギーを回収する施設である「生ごみバイオガス化発電施設」の導入を推進(H28で予算事業終了)	2者のバイオマス施設の設置に係る許可申請について、適正処理を指導・審査し、許可をした。	環境部
				●			②その他温室効果ガス対策	フロン類の排出抑制	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。	フロン排出抑制法・自動車リサイクル法施行事業費 フロン排出抑制法に基づく、漏えい防止や適切な回収及び処理に関する指導 対象機器:業務用冷凍空調機器(第一種特定製品:オフィスのエアコン、スーパーの冷蔵ショーケース、冷凍冷蔵庫) 対象事業者:業務用冷凍空調機器の管理者(使用者、所有者等)、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類引取業者	・講習会で管理者へ周知 2回 ・ラジオ、環境白書、業界団体広報誌での周知 ・パンフレットの配布 ・立入検査 25件 ・現地調査等の実施90件(※コロナ禍により件数減)	環境部
				●			①森林の整備・保全	適正な森林の整備・保全の推進	間伐などの森林整備、高齢化した人工林の皆伐・再造林、荒廃した水源地域の森林を対象とした針広混交林の造成、放置された里山・平地林の整備などを推進し、CO2の吸収など森林の持つ公益的機能を発揮させます。	水源地域の秩父市、飯能市、小鹿野町、神川町の4市町に対して、水源林の整備や管理、災害対策など水源地域を保全するために要する費用に対して交付金を交付	水源地域の4市町(秩父市、飯能市、小鹿野町、神川町)に対して、水源林整備や公有林管理に要する費用を水源地域森林保全等交付金として交付	企画財政部
				●			①森林の整備・保全	適正な森林の整備・保全の推進	間伐などの森林整備、高齢化した人工林の皆伐・再造林、荒廃した水源地域の森林を対象とした針広混交林の造成、放置された里山・平地林の整備などを推進し、CO2の吸収など森林の持つ公益的機能を発揮させます。	・森林循環利用促進事業 森の若返りを促進して温暖化の防止に寄与するとともに、「伐って・使って・植えて・育てる」森林の循環利用を推進(残材搬出、作業道開設、植栽、獣害防護柵、下刈り、間伐、枝打、除伐) ・県営林事業 県営林の適切な維持管理(間伐、立木処分作業道の新設・維持管理等) ・水源地域の森づくり事業 緊急に整備が必要となっている水源地域の森林を対象として、針広混交林の造成や広葉樹の森を再生(森林現況調査・測量、針広混交林造成、広葉樹植栽等) ・里山・平地林整備事業 里山・平地林に侵入した竹やササ等の伐採・除去 ・森林技術者の確保・育成事業 森林・林業に関する実践的かつ専門的技術を学べる機会をつくとともに、新たに参入する林業従事者等の育成体制を整備	・残材搬出 22ha、作業道開設 7,518m、植栽 13ha、獣害防護柵新設 4,259m、下刈り 102ha、間伐74ha、枝打4ha ・間伐 21ha、枝打 15ha、除伐 10ha ・間伐 610ha、作業道開設 23,079m、植栽 31ha、獣害防護柵新設 8,656m ・里山・平地林の再生 98ha ・研修資機材の整備、就業希望者等の即戦力養成研修や市町村職員の専門能力育成研修の実施	農林部
				●			①森林の整備・保全	適正な森林の整備・保全の推進	シカによる植生被害等を防ぐため、狩猟者の持続的な育成・確保を行い、森林の保全を図ります。	森の番人(狩猟者)の育成・確保 新規担い手確保対策の実施(狩猟免許試験事前講習会の開催、ペーパーハンター研修会の開催、共同捕獲実施研修会の開催)	・狩猟免許試験事前講習会 受講者174名 ・狩猟初心者研修会 受講者76名 ・二ホンジカ共同捕獲実施研修会 受講者59名	環境部
				●			①森林の整備・保全	保安林の指定や適正な整備の推進	森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるよう、保安林の指定や適正な整備・保全・管理を推進するとともに、森林の荒廃を防止するため、治山施設を効果的に整備します。	・保安林整備管理事業 保安林の指定・解除等調査、伐採許可等 ・治山事業 山腹荒廃地、荒廃溪流及び地すべり地に対して治山施設を整備する	・保安林の指定・解除等調査 29か所、伐採許可等 102件 ・治山事業の実施 20か所	農林部



緩和策					適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	吸収源	部門横断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
			●			①森林の整備・保全 県民参加の森林づくりの推進	健全な森林を次代に引き継ぐため、企業や団体による森づくりなどを支援し、県民参加の森づくりを推進します。	みんなで育てる森づくり事業 森林・林業の理解を深め、社会全体で森林を守り育てる機運を醸成する。 ・企業・団体の森づくり活動支援、森づくり協定の締結、森づくりサポートセンターの運営支援、森林ボランティア活動拠点施設の維持管理等 ・みんなで育樹活動の実施、本多静六賞の表彰、緑化コンクールによる普及啓発 ・全国植樹祭や全国育樹祭への参加	森林ボランティア活動に参加する延べ人数 21,800人	農林部	
			●			①森林の整備・保全 県産木材の利用促進・率先活用	県産木材の加工・流通体制の整備への支援や、県産木材のPRにより利用を促進するとともに、木材需要の大半を占める民間住宅や公共施設における利用拡大を推進します。 また、県産木材の使用量とそれによって貯蔵されるCO2の量を認証し、環境への貢献度を見える化する取組を推進します。	・林業・木材産業構造改革事業 木造公共施設等の整備、県産木材の加工・流通施設の整備 ・木材産業等高度化推進資金貸付事業、林業・木材産業改善資金貸付事業 木材関連産業の合理化に必要な資金を低利で融資。また、経営改善を行う際、機械や施設の導入・改良などに要する資金の無利子貸付け ・都市と山をつなぐ木造施設整備支援事業(森林環境譲与税財源事業) 木造建築技術アドバイザーの認定、派遣や木造建築技術者講習会の運営を支援し、市町村職員等の木造建築技術向上を図る。 ・埼玉の木みんなで使って豊かな暮らし応援事業 県産木材を使用して新築等を行う住宅・事務所等への支援、県産木材の森林認証等への支援、県産木材の魅力発信 ・埼玉の木づかいCO2貯蔵量認証制度 県産木材利用によるCO2貯蔵量を認証	・木造公共施設等の整備 0件、木材加工・流通施設の整備 3件 ・木材産業等高度化推進資金貸付事業 1件、無利子貸付 0件 ・木造建築技術アドバイザーの派遣 9市町、木造建築技術者講習会に地方公務員19名参加 ・県産木材を使用して新築等を行う住宅・事務所等への支援 219戸、木材の森林認証等への支援 7件、県産木材のイベント等への支援 2件 ・CO2貯蔵量認証 107件	農林部	
			●			②緑地の保全 身近な緑の保全	優れた自然環境等を緑のトラスト保全地として取得するとともに、地域制緑地指定などの活用も図りながら、多様な動植物が生息・生育する貴重な緑地空間の公有地化や市民団体の緑地保全活動に対する支援を行い、緑地を保全します。 また、「ふるさとの緑の景観地」等の緑地や自然環境保全地域の保全、適正管理を推進します。	・県民から寄附を募り(さいたま緑のトラスト基金)、それを資金として土地を取得し、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として保全する「さいたま緑のトラスト運動」を展開。 ・広域的な視点から都市部の大規模な樹林地を中心として、保全の必要性が高い箇所について、土地所有者の理解を得ながら地域制緑地を指定 特別緑地保全地区:都市緑地法に基づき、都市部にある希少な緑地を保全 近郊緑地特別保全地区:首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域内において特に風致景観が優れた緑地を保全 ふるさとの緑の景観地:ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、良好な景観を有する緑地を保全 ・緑地空間の公有地化 県と市町村が連携し、貴重な身近な緑の保全を推進	トラスト保全地 14か所(74.1ha) 特別緑地保全地区 56.1ha 近郊緑地特別保全地区 60.4ha ふるさとの緑の景観地 391.68ha ※過年度累計	環境部	
			●			②緑地の保全 見沼田圃の保全・活用	首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間である見沼田圃について、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図ります。また、公有地化により、見沼田圃の保全を図ります。	「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、土地利用に係る施策及び公有地化事業を行うとともに、公有地化した土地の利活用事業を実施	公有地化面積 累計約32.1ha (R2年度末)	企画財政部	
			●			③緑地の創出 身近な緑の創出	市町村、民間施設所有者が行う屋上緑化、壁面緑化などを支援し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。緑を守る活動を行う県民に対する支援や緑化計画届出制度による緑化の推進などにより、身近な緑を増やしていきます。	・施設等緑化事業費 民間施設緑化補助、市町村施設緑化補助 ・「彩の国みどりのサポーターズクラブ」制度 県民が自発的に取り組むみどりの保全、創出活動を支援(対象:自治会、PTA、環境団体等) ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化の推進(対象行為:敷地面積1,000㎡以上の建築行為(新築、改築、増築、移転))	民間施設緑化事業 0件 市町村施設緑化事業 10件 優良緑化計画認定 0計画 ※ ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため事務を中止したことによる	環境部	
			●			③緑地の創出 身近な緑の創出	また、屋上緑化・壁面緑化などのモデルの展示、普及啓発を行うほか、環境緑化技術の指導を行います。	県内の植木・造園等事業者を対象に、緑化及び造園等の技術指導及び情報提供を行うとともに、展示施設及び展示植物等の維持、管理を行う。また、県民に対して県政出前講座などを通じて、環境緑化に関する普及、啓発を行う。	緑化用植木類の展示管理 2,000種類、4,600本 屋上・壁面緑化モデル展示 8か所 造園技術研修の実施 2人 県政出前講座の開催 3回(46人) 緑化講座の開催 1回(8人)、動画配信3回 街の緑サポーター養成研修の実施 受講者27人	農林部	

緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	吸収源	部門横断	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
			●			③緑地の創出	土地区画整理事業による公園・緑地の整備	土地区画整理事業を実施する市町村を支援し、公園・緑地の整備を促進します。	土地区画整理事業(道路や広場等の公共施設と宅地を一体的・総合的に整備。施行地区内において地区面積の3%以上の公園が確保される。)を実施する市町村に対する支援	施行中の土地区画整理事業を対象に補助金を交付5地区(4市)	都市整備部
			●			③緑地の創出	都市公園の緑化推進	緑の拠点となる県営公園の整備などを進めます。	「彩の国みどりの基金」を財源とし、県営公園に植樹を行う。一定金額以上の寄付をいただいた方には、希望により名前やメッセージを記した記念プレートを設置することにより、広く人生の節目などで植樹を働きかけ、次の世代に引き継ぐ森づくりを実施。	狭山稲荷山公園 20本 こども動物自然公園 27本	都市整備部
				●		①環境に優しいまちづくりの推進	都市のコンパクト化の促進	コンパクトシティを実現するためのマスタープランである「立地適正化計画」を策定する市町村に対する支援を行います。	立地適正化計画(持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープラン。市町村が必要に応じて策定できる。)策定に取り組む市町村に情報提供するなど支援を実施	作成に取り組む市町 26市町 (R2年4月に1町が計画を作成)	都市整備部
				●		①環境に優しいまちづくりの推進	ヒートアイランド対策の推進	ヒートアイランド対策を施した住宅街の整備について、普及啓発を進めます。	先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル事業 総合的なヒートアイランド対策を施した先導的な住宅街モデルについて効果検証を行い、その取組について広く普及を図る。	先導的住宅街モデルにおける効果検証 2か所 ホームページでの効果検証結果の発信	環境部
				●		①環境に優しいまちづくりの推進	ヒートアイランド対策の推進	園庭・校庭の緑化の促進により幼少期から緑に親しむ環境を整備するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。	みどりいっぱい園庭・校庭促進事業 ・園庭・校庭芝生化補助 補助対象:民間事業者・市町村 補助率 1/2~10/10 ・園庭・校庭芝生化維持管理補助 ・アドバイザーの派遣	芝生化件数 19件(校庭2件、園庭17件) 芝生維持管理補助件数79件(校庭20件、園庭59件) みどりのアドバイザー派遣回数 17回	環境部
				●		①環境に優しいまちづくりの推進	ヒートアイランド対策の推進	また、手軽にできるヒートアイランド対策である打ち水について、イベントの実施を通じて、普及を促進します。	・打ち水イベントの実施 九都県市、NPOと連携した打ち水の普及啓発	打ち水イベント開催 1回(熊谷市) 九都県市と連携した普及啓発の実施 埼玉打ち水の環による打ち水実施団体等の募集 25件	環境部
				●		①環境に優しいまちづくりの推進	川の国埼玉はつらつプロジェクトの推進	県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさと埼玉を実感できる「川の国埼玉」を実現するため、市町村の地域振興の取組と連携し、川の魅力を堪能できる水辺空間の整備・拡充に取り組みます。	水辺空間の利活用を推進するため、地方創生を図る市町村と連携し水辺拠点の整備、水辺再生箇所の整備を行う。 ・魚道、環境護岸及び遊歩道等整備に伴う調査・設計・測量、工事費及び事業主体への補助	施設整備(魚道)工事 1か所 施設整備(環境護岸、遊歩道、附帯施設等)工事 6か所	農林部
				●		①環境に優しいまちづくりの推進	川の国埼玉はつらつプロジェクトの推進	県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさと埼玉を実感できる「川の国埼玉」を実現するため、市町村の地域振興の取組と連携し、川の魅力を堪能できる水辺空間の整備・拡充に取り組みます。	「水辺再生100プラン」(H20~)、「川のまるごと再生プロジェクト」(H24~)の成果を踏まえ、市町村の地域振興の取組と連携した水辺空間の整備・拡充を実施。 ・遊歩道整備、親水護岸、広場整備、水辺再生箇所の改修など	・整備箇所毎に協議会を開催し、整備内容が決まった箇所から設計や工事を進め、全20か所で工事着手。 ・このうち、8か所で県が行う工事が完成し、累計13箇所ですべて完成。	県土整備部
				●		②太陽エネルギーなどの活用促進	住宅用太陽光発電の普及促進	太陽電池メーカー等と連携し、安心・安全施工の取組を支援することにより、住宅用太陽光発電の更なる普及を促進します。	住宅用太陽光発電と省エネ設備の普及のため、太陽電池パネルメーカーと連携し「住宅用太陽光埼玉あんしんモデル」を展開	・住宅用太陽光埼玉あんしんモデル協働事業 太陽電池パネルメーカー8社と協定締結 ・住宅用太陽光発電サポート事業 埼玉県電気工事工業組合と協定締結	環境部
				●		②太陽エネルギーなどの活用促進	大規模建物の新築等における太陽光発電等の導入検討	延床面積2,000㎡以上の建築物を新築又は増築しようとする者に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入の検討を求めます。	埼玉県建築物環境配慮制度において大規模建物への太陽光発電設備の導入を促進対象:延床面積2,000㎡以上の建築物を新築又は増築しようとする者	埼玉県建築物環境配慮制度届出(太陽光発電設備導入)件数 10件(R2)	都市整備部
				●		②太陽エネルギーなどの活用促進	事業者に対する太陽光発電の導入支援	安全性や周辺環境に配慮しつつ、事業者に対する環境みらい資金の低利融資や補助制度を活用し、太陽光発電の導入を支援します。	環境みらい資金の低利融資や補助制度を活用し、事業者の太陽光発電の導入を支援	・環境みらい資金 融資実績 2件 ・補助制度 交付実績 3件	環境部

緩和策					適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	吸収源	部門横断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	農業用貯水池等の太陽光発電への活用	土地改良区が管理する管理施設(農業用貯水池等)において、当該施設の本来の用途・目的を妨げない範囲で、太陽光発電設備の設置に係る土地改良区に対する相談等の支援を行います。	土地改良区が太陽光発電設備を導入する際の負担軽減策を検討するための材料として、先行事例の検証結果等の情報を提供するとともに、関係者と協議する際に、助言や調整等の支援を実施	導入実績(累計) 4件 新規導入相談 0件	農林部
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	太陽光発電に係る諸課題に関する改善要請	太陽光発電の一層の普及に向けて、送電系統設備の早期整備や再エネ賦課金に係る国民負担の抑制などについて、国に改善を要請していきます。	太陽光発電に係る以下の事項について、政府要望を実施 ・系統空容量が不足する地域の系統設備の早期整備・増強 ・賦課金に係る国民負担の抑制 ・FIT認定時における厳格な審査と事業者指導	政府要望の実施	環境部
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	蓄電池の導入促進	住宅における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、住宅への蓄電池の導入を支援し、太陽光発電の自家消費を促進します。	太陽光発電設備を設置する既存住宅に蓄電池を導入する場合に補助を実施 補助額:5万円	補助実績 1081件	環境部
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	太陽熱利用システムの導入促進	事業者や県民を対象に太陽熱利用のメリットを発信し、太陽熱利用システムの導入促進を図ります。	既存住宅に太陽熱利用システムを導入する場合に補助を実施 補助額:5万円	補助実績 11件	環境部
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」の運用	新規設置実績なし (エコオフィス化改修事業)	総務部
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」の運用	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」の運用	環境部
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。	県有施設屋根貸し太陽光発電事業	新規設置実績なし	都市整備部
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。	既存施設の維持管理をすることで再生可能エネルギーの継続的な利用を行う。	太陽光発電設備の維持管理(H23～行田浄水場、H26～吉見浄水場)	企業局
					●	②太陽エネルギーなどの活用促進	県有施設への太陽光発電の率先導入	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。	警察施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電を設置	・大宮警察署等統合庁舎(H29～) ・岩槻警察署庁舎(15kW、H30～) ・所沢警察署庁舎(11kW、R1～) ・朝霞警察署庁舎(15kW、R1～)	警察本部
					●	③多様なエネルギー源の活用	分散型エネルギーの普及推進	事業活動における低炭素化を図るため、再エネ利活用設備(小水力発電、地中熱利用システム等)やコージェネレーションシステムなどの導入を支援します。	再エネ利活用設備(FIT法対象設備を除く)やコージェネレーションシステム、業務・産業用燃料電池を整備する事業者に対し、国と連携して整備費の一部を補助 対象:県内民間事業者 補助率:1/6(地中熱利用設備は1/3)	コージェネレーション 1件 バイオマス熱 1件	環境部

緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局	
産業・業務	家庭	運輸	建築物	吸収源	部門横断	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
					●		③多様なエネルギー源の活用	農山村バイオマスのエネルギー利用の促進	農山村地域から発生する多様なバイオマスの利活用を促進し、循環型社会の形成や農山村の活性化を図るため、研修会やイベント等を通じた普及啓発を行います。また、農林業者、食品関連事業者、リサイクル事業者などの連携による利活用システムの構築に向けた取組や市町村推進計画の策定支援により、地域内での利活用を促進します。	・バイオマス利活用技術の普及や意識醸成に向けた研修会の開催等 ・バイオマス相談窓口の設置 ・市町村バイオマス活用推進計画の策定促進 ・利活用検討会議の開催	農山村バイオマス利活用推進研修会の開催 参加人数 59名 農山村バイオマスの相談 28件	農林部
					●		③多様なエネルギー源の活用	エネルギーの効率的利用の促進	省エネルギー診断やエネルギー管理設備に対する補助などにより、エネルギーの効率的利用を促進します。	省エネルギー診断やエネルギー管理設備に対する補助などにより、エネルギーの効率的利用を促進	・省エネルギー診断 47件 ・エネルギー管理設備に対する補助 1件	環境部
					●		④環境教育の推進、環境活動の促進	学校教育における環境学習の充実	学校の教育活動全体を通じ、児童・生徒に地球環境問題や資源・エネルギー問題について考える機会を提供します。	学習指導要領に基づき、児童・生徒が持続可能な社会の創り手となることのできるよう教育活動の充実を図る。	冊子「指導の重点・努力点」に環境教育を項目立て、教職員に周知を図った。	教育局
					●		④環境教育の推進、環境活動の促進	学校教育における環境学習の充実	また、小学校の授業等において、漫画で学ぶ地球温暖化副読本の活用を促進することにより、子どもたちへの温暖化対策教育の強化を図ります。	子どものころから地球温暖化の理解を深め、省エネルギーを率先して実行できるよう、小学校の授業等において漫画で学ぶ地球温暖化対策教育副読本「広げよう！STOP温暖化-未来の私たちのために-」の活用を促進し、子どもたちへの温暖化対策教育の強化を図る。	小学校の授業での活用に役立ててもらうため、副読本を活用した研究授業内容をまとめた調査報告書を県HPで公開するとともに、県内全809小学校に送付。	環境部
					●		④環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化対策の普及啓発	(エコライフDAYや)こどもエコフェスティバルを実施します。	子供たちがグループを作って環境問題に取り組む「こどもエコクラブ」の交流の場を提供するため、「こどもエコフェスティバル」を開催。	こどもエコフェスティバルの開催 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	環境部
					●		④環境教育の推進、環境活動の促進	地球温暖化対策の普及啓発	市町村の温暖化対策に関する普及啓発を支援するとともに、県政出前講座に取り組み、県民の学習意欲に応えます。	県政出前講座に積極的に取り組み、また、彩の国環境大学や県民実験教室などの各種環境講座に設けることにより、県民の学習支援を行う。	県政出前講座 27回(884人) 彩の国環境大学 12日のべ518人 公開講座134人 県民実験教室 23回(617人)	環境部
					●		④環境教育の推進、環境活動の促進	学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進	豊富な知識や経験を有し環境学習の指導等を行える地域の活動者を環境アドバイザーとして登録し、その活動内容を紹介することで、地域の団体や学校等が主催する講演会や研修会等の実施を支援します。企業のCSR活動の一環として、環境問題に関心の高い企業等を環境学習応援隊に登録し、学校へ派遣します。こどもエコクラブが行う環境学習や環境保全に関する活動を支援します。	・「環境アドバイザー」の登録及び照会により地域の団体や学校等が主催する講演会等の実施を支援 ・「環境学習応援隊」の登録、派遣 ・こどもエコクラブを対象に環境学習や環境保全に関する事業を募集し、活動経費を助成。	・派遣件数 164件(環境アドバイザー 157件、環境学習応援隊 7件) ・助成団体数 42団体	環境部
					●		④環境教育の推進、環境活動の促進	学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進	環境学習資料としてエコライフDAYチェックシートを希望する学校に配布し、家庭での取組を促します。	簡単なチェックシートを使って環境に配慮した1日を送るエコライフDAYを実施し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図り、家庭におけるCO2の排出を削減する。 対象(区分): 小学校1~3年生、小学校4~6年生、中学生・高校生・一般	夏(6月~9月)、冬(12月~3月)の2回実施 約83万人(夏約45万人、冬約38万人)参加 (チェックシート配布ベース)	環境部
					●		④環境教育の推進、環境活動の促進	気軽に楽しく体験できる環境学習の推進	埼玉県環境科学国際センターの展示施設における体験や埼玉県地球温暖化防止活動推進センターが行う啓発・広報などを通じて、誰もが気軽に楽しめる環境学習を推進します。	・環境科学国際センターにおける環境学習の機会提供・学習活動支援	環境科学国際センター利用者数 年間20,031人	環境部
					●		④環境教育の推進、環境活動の促進	廃棄物処理施設を利用した環境学習の推進	地域との連携を進めている廃棄物処理業者の施設を利用し、施設の見学等を通じて3Rについての環境学習を推進します。	「彩の国資源循環工場」夏休み親子見学会の開催 廃棄物最終処分場をはじめ、リサイクル施設や三ヶ山メガソーラーを親子で見学することにより、循環型社会づくりについて理解を深めてもらう。 ・視察内容 最終処分場、リサイクル施設、メガソーラー施設 ・対象 小学生及び中学生とその保護者	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	環境部

緩和策					適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	吸収源	部門横断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
					●	④環境教育の推進、環境活動の促進	消費者に対する環境学習の推進	環境学習をテーマとした消費生活講座の開催や、埼玉県生活科学センターでの環境に配慮した消費生活を啓発する展示等を通じて、消費者自らが考え、行動する能力を高めます。	・消費生活講座の開催 学校等の各種団体からの申し込みを受けて環境をテーマとした講座へ講師を派遣。 ・生活科学センターで、環境に配慮した消費生活に関する展示、イベント等を実施。	・消費生活講座の実施 2回 ・エコキッズ工作の開催 2回	県民生活部
					●	④環境教育の推進、環境活動の促進	木育の推進	木育を実践する指導員の養成・認定により、木育活動を推進します。また、県内の木育団体が連携した連絡協議会を設置し、市町村への情報提供や人材の融通、資材の共同管理等を通じて、木育のネットワーク化を図ります。	・木と人つなごう木育推進事業(森林環境譲与税財源事業) 木育を実践する指導員の養成及び認定を行い、これら指導員が県内各地で行う木育活動を推進する。また、木育イベント等で県民へ木の良さをPRするとともに、市町村へ木育に関する情報提供や人材の融通等を行い、地域単位での木材利用の普及を図る。	・木育指導員の養成 16人 ・木育イベントの開催 2回	農林部
					●	④環境教育の推進、環境活動の促進	地産地消の推進	安全・安心で新鮮な県産農産物を求める県民ニーズに応えるため、県民(消費者)や生産者、流通・加工業者等と行政が一体となって地産地消を推進します。	・地産地消推進会議の開催、埼玉県地産地消月間キャンペーンの実施 ・県産農産物を積極的に利用している店舗等を「県産農産物サポート店」として登録、PR ・主原料に100%県産農産物等を使用した加工食品を「埼玉県ふるさと認証食品」として認証 ・量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進	・地産地消推進会議の開催(8月、3月、2回) ・埼玉県地産地消月間キャンペーン(11月、1回) ・「県産農産物サポート店」の認知度 31.8% ・ふるさと認証食品の商品数 553商品 ・県産農産物コーナーの設置店舗数 581店舗	農林部
					●	④環境教育の推進、環境活動の促進	フードマイレージの活用	食料の重量と輸送距離を掛け合わせた「フードマイレージ」の意義や考え方について、地産地消の取組を通じて県民の意識醸成を図ります。	・地産地消推進会議の開催、埼玉県地産地消月間キャンペーンの実施 ・県産農産物を積極的に利用している店舗等を「県産農産物サポート店」として登録、PR ・主原料に100%県産農産物等を使用した加工食品を「埼玉県ふるさと認証食品」として認証 ・量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進	・地産地消推進会議の開催(8月、3月、2回) ・埼玉県地産地消月間キャンペーン(11月、1回) ・「県産農産物サポート店」の認知度 31.8% ・ふるさと認証食品の商品数 553商品 ・県産農産物コーナーの設置店舗数 581店舗	農林部
					●	⑤脱炭素社会をリードする産業の育成	環境・エネルギー分野等の先端産業の育成	次世代型蓄電池の研究開発や新エネルギー分野の優れた開発製品・技術に対して販路拡大を支援し、中小企業の稼ぐ力を高めます。	・SAITEC及び大学、県内企業の連携により、マグネシウム蓄電池等の大容量蓄電池の開発を実施。 ・新エネルギー販路開拓コーディネータを設置し、調査・検討、販売戦略立案、取引マッチング支援までの一貫した支援等を実施。	・マグネシウム蓄電池の性能向上、企業等への貸出 ・新エネルギー販路開拓コーディネータによる事業化、販路開拓支援の実施	産業労働部
					●	⑤脱炭素社会をリードする産業の育成	次世代自動車産業に対する支援	次世代自動車支援センター埼玉に経験豊富なコーディネータを配置し、ハイブリッド自動車、電気自動車などの次世代自動車産業への参入を目指す県内中小企業に対し、技術開発支援から販路開拓支援まで一貫した支援を実施します。	次世代自動車支援センター埼玉において民間出身のコーディネータを中心に技術開発から販路開拓まで一貫した支援を実施	・相談実績 679件 ・研究会活動 2グループ ①モータ・パワエレ・水素エネルギー研究会 ②CASE研究会 ・展示商談会等 1回(12社) ・セミナー・講習会・交流会 16回(1041人)	産業労働部
					●	⑤脱炭素社会をリードする産業の育成	環境関連ビジネスの振興	環境の先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネスに取り組む企業間の交流を図る環境ビジネスセミナーを開催し、企業・支援機関のネットワークづくりを促進するとともに、環境ビジネスの機運を醸成します。	・環境ビジネスセミナーの開催 ・環境ビジネスガイドブックの作成 企業の環境取組を支援するため、県の環境に関連する施策を紹介する冊子を作成	・環境ビジネスセミナーの開催 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	環境部
					●	⑤脱炭素社会をリードする産業の育成	環境分野での先導的な研究の実施	環境科学国際センターにおいて、環境科学に関する総合的かつ学際的な試験研究を行い、地球温暖化対策に関する研究の充実を図ります。研究成果を積極的に発信し、企業や大学との共同研究を推進します。	・自主研究費 行政需要を考慮したセンター独自の試験研究 ・民間資金を活用した研究 独立行政法人、大学等からの委託により実施する試験研究	・自主研究費 政策推進研究 20課題、基礎研究 2課題 ・民間資金を活用した研究 競争的資金等による研究 20課題	環境部
					●	⑤脱炭素社会をリードする産業の育成	環境分野での先導的な研究の実施	埼玉県産業技術総合センターにおいて、CO2排出削減、省エネ技術の開発など、先導的な研究に取り組みます。	政策的研究開発事業 社会ニーズや国・関東地域及び本県の政策との整合を考慮して「環境・エネルギー関連」等の分野に重点を置いた研究開発を進める。	研究テーマ数(環境・エネルギー関連分野) 1件	産業労働部

緩和策						埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局	
産業・業務	家庭	運輸	建築物	吸収源	部門横断	適応策	緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目				緩和策:施策の概要 適応策:取組
					●		⑤脱炭素社会をリードする産業の育成	環境分野での先導的な研究の実施	埼玉県農業技術研究センターにおいて、埼玉農業の競争力を強化するため、バイオマス利用や農業に係る省エネルギー技術、高温耐性品種の育成などの試験研究を実施します。	埼玉県農林水産業試験研究推進方針に基づき、環境変化に対応した技術の開発を実施 事業名:農業技術研究センター試験研究費	「農業の土壌機能における炭素固定能力解明」、「高温耐性品種の普及と種子供給システムの確立」、「排泄物管理における温室効果ガスを削減する乳用牛飼料の研究開発」等の実施	農林部
					●		⑥国際協力の推進	アジア諸国への技術支援	中国や東南アジア諸国などへ専門技術者を派遣して技術支援を行います。	技術支援事例:ベトナムにおける建設廃棄物の適正管理と建廃リサイクル資材を活用した環境浄化及びインフラ整備技術の開発による技術移転協力	研究員の海外派遣0人 (新型コロナウイルス感染症感染拡大のため海外派遣は中止)	環境部
					●		⑥国際協力の推進	海外研究機関との研究交流	中国、韓国など海外の研究機関との共同研究やシンポジウムの開催などを通じて、地球規模での環境保全に貢献していきます。	交流機関:中国科学院生態環境中心、済州大学海洋環境研究所(韓国)、タイ国環境研究研修センター、ベトナム科学技術アカデミー環境技術研究所等	・海外研究機関との研究交流 研究員の海外派遣0人 (新型コロナウイルス感染症感染拡大のため海外派遣は中止) ・SATREPS事業による国際共同研究の推進	環境部
					●		⑥国際協力の推進	技術移転・人材育成	独立行政法人国際協力機構(JICA)のプロジェクトへの協力や環境保全技術研修などへの海外からの研修員の受け入れ等を通じて、環境に関する技術移転・人材育成を進めます。	海外環境技術研修員受け入れ 中国やベトナムなどからの環境技術研修員の受け入れ	海外からの受け入れ 研究員及び研修員0人、視察0人 (新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、海外からの受け入れは中止)	環境部
					●	(1)農業・林業分野	①農業	①農業	高温障害を軽減する農作物栽培管理技術、家畜飼養技術の開発を進めます。	埼玉県農林水産業試験研究推進方針に基づき、環境変化に対応した技術の開発を実施 事業名:農業技術研究センター試験研究費	「リモートセンシングによる水稲・麦の安定生産技術の確立」、「高温下におけるイチゴ苗の安定・早期花芽形成技術の開発」、「泌乳牛の栄養管理による暑熱対策の確立」等の実施	農林部
					●	(1)農業・林業分野	①農業	①農業	病害虫の発生消長、気象の経過と予報、農作物の生育状況等を調査して、病害虫の発生を予察し、これに基づく情報を提供します。	病害虫の発生状況や作物の生育状況、病害虫の発生に大きな影響を与える気象などについて必要な調査を行い、今後の病害虫の発生を予測し、定期的に農業者等へ情報提供する	発生予察情報提供 12回 病害虫の診断と防除対策 注意報発表 2回 特殊報発表 3回	農林部
					●	(1)農業・林業分野	②林業	②林業	地球温暖化がスギなどの人工林や原木きのこなどに及ぼす影響データ等の情報を収集します。	地元住民や市町村からの情報及び職員の現地調査などに基づき、病害虫等により異変が生じた森林の把握を実施	病虫害の診断と防除対策 随時	農林部
					●	(1)農業・林業分野	②林業	②林業	森林調査を続け、人工林の異変などを把握します。	地元住民や市町村からの情報及び職員の現地調査などに基づき、病害虫等により異変が生じた森林の把握を実施	病虫害の診断と防除対策 随時	農林部
					●	(1)農業・林業分野	②林業	②林業	原木きのこについて、生産者と意見交換等を行い、生育状況を確認します。	きのこ生産者に対する栽培指導等の実施	きのこ生産者に対する栽培指導等 随時	農林部
					●	(2)水環境・水資源分野	①水環境	①水環境	ダム湖等の定期的な水質検査を実施します。	水源ダム湖等を直接管理している、ダム管理者や関係官庁、関係他事業者等と連携したダム湖水質監視等の継続実施	ダム湖5地点(下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、有間ダム、合角ダム)の水質検査を年1~2回実施した。	企業局
					●	(2)水環境・水資源分野	②水資源	②水資源	健全な水循環の推進及び雨水等の利用を推進します。	水の貴重さ及び水資源の重要性について関心を高めるための普及啓発を実施	・水の日、水の週間関係行事として全日本水の作文コンクール埼玉県表彰を実施(7月) ・小学校3~6年を対象とした社会科副読本の作成(3月)	企画財政部
					●	(2)水環境・水資源分野	②水資源	②水資源	水道用水の安定供給を図るため、建設中の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかけます。	水の安定供給のため、水資源開発施設の建設を促進	・水資源関係検討会議を開催 ・水資源開発事業を促進	企画財政部
					●	(2)水環境・水資源分野	②水資源	②水資源	国、水資源機構、県内市町村等との情報共有を図り、渇水時に適切な対応を行います。	渇水に備え国等と連携、及び会議を開催	・国等と連携 利根川水系渇水対策連絡協議会、荒川水系渇水調整協議会等 ・会議の開催 埼玉県渇水対策本部、入間川流域・合角ダム関係利水者連絡会等	企画財政部

緩和策						適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	建築物のエネルギー消費	吸収源	部門横断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
						● (3)自然生態系分野		植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握を継続して行います。	・高標高域のシカ被害調査、気象観測を実施 ・気象庁の生物季節観測値データから熊谷気象台における変化傾向を把握	・台風被害による登山道の通行止め及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、高標高域における調査・観測は未実施 ・気象庁データの収集整理を実施	環境部	
						● (3)自然生態系分野		本県の生物多様性に役立つ具体的な施策や目標を設定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用の実現を図ります。	H30年2月に策定した「埼玉県生物多様性保戦略」の普及啓発を実施	県ホームページを通じた啓発	環境部	
						● (3)自然生態系分野		県内希少野生生物に関するモニタリング調査を継続して行います。	絶滅のおそれのある種の保護を図るため、希少野生動物の生息・生育状況調査を実施	・県内希少野生動物種選定調査の実施(動物種 25種、植物種 25種) ・希少野生動物保護推進員による巡視 15種	環境部	
						● (3)自然生態系分野		第二種特定鳥獣管理計画に基づくシカの個体数管理のための捕獲を推進します。	・増加したニホンジカの個体数を減少させるため、シカの捕獲体制を強化	・県が主体となる捕獲事業 274頭捕獲 ・狩猟促進事業対象 1,423頭 ・個体分析調査事業対象 2,189頭 ・捕獲効率向上のための技術開発 ニホンジカ移動ルートの制御と簡易な捕獲技術の改良	環境部	
						● (4)自然災害分野 ①河川		集中化、激甚化する降雨に対応するため、公共下水道(雨水)を管理する市町村と連携して計画的な河川整備や流域対策、再度災害の防止に向けた緊急的な治水対策を推進します。	・県と市で協議会を設け、浸水被害が頻発する地区を対象に、浸水被害の原因調査や浸水軽減対策の検討、対策事業の重点実施等を推進(対策事業)市町村:下水道事業として道路側溝から雨水を受ける雨水管、雨水を一時的に溜める貯留管、調整池、雨水を河川に排水するポンプ場等を整備、県:河川の拡幅等により下水道(雨水排水)の受け皿を整備 ・下水道の受け皿となる河川の拡幅工事などを重点的に実施するなど、河川と下水道の連携整備の取組を推進。 ・河川への雨水流出を抑えるため、住宅各戸への雨水浸透ますの設置など、雨水流出抑制対策を進める。 ・浸水被害の早期軽減を図るため、河川改修を促進し時間50mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることのできる河川整備を行う。	・協議会設置市町村 20市1町 ・河川改修 整備延長 1.8km のべ整備済延長 627.0km 整備率 61.8%	県土整備部	
						● (4)自然災害分野 ①河川		河川の防災情報の発信や洪水ハザードマップの活用を推進します。	・埼玉県 川の防災情報:埼玉県内の河川水位、雨量情報を県のホームページで公開 ・河川監視カメラ映像の提供:Yahooサイト、「Yahoo! 天気・災害」で、県管理河川に設置した河川監視カメラ画像を配信 ・川の防災情報メール:県内河川の氾濫注意水位情報や土砂災害警戒情報等をメール配信 ・県管理河川全河川の想定し得る最大規模の降雨での浸水想定区域を策定。	・河川監視型カメラ(簡易型) 21か所設置 ・危機管理型水位計20か所設置 ・防災情報の発信 ・洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図の完成	県土整備部	
						● (4)自然災害分野 ①河川		新たな浸水被害実績がある市町村における内水ハザードマップの作成を促進します。	内水ハザードマップの周知と防災訓練等への活用に関して市町村に対する支援を実施	内水ハザードマップを作成済市町村 51市町(R2年度末)	下水道局	
						● (4)自然災害分野 ①河川		浸水被害常襲地域における公共下水道(雨水)整備を促進します。	・社会資本整備総合交付金(下水道事業) ゲリラ豪雨の多発等による内水被害軽減のための雨水管きよめや貯留管等の整備促進事業 公共下水道事業実施主体:市町・一部事務組合 補助率:公共下水道管きよめ(1/2)、都市下水路(4/10) ・河川と下水道の一体的整備の促進 計画未策定の市について、一体的整備計画策定について支援を実施。一体的整備計画が策定された市については、進捗に関しての支援を実施(事業主体ごとに概ね3~5年の社会資本総合整備計画を策定し、その計画に基づき、交付金による整備の要望を実施し、当該年度に交付可能な国費の内定通知をうけ、当該年度の実施に関する計画等を作成提出した上で、交付金の交付申請を行う。)	・社会資本整備総合交付金(下水道事業) 浸水対策事業関連 21自治体 ・R2年度末現在21市町で協議会を設置	下水道局	

緩和策						適 応 策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当 部 局
産 業 ・ 業 務	家 庭	運 輸	建 築 ・ 機 械 ・ 電 気	吸 収 源	部 門 横 断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
						●	(4)自然災害分野 ①河川	市町村によるハザードマップの作成や避難行動要支援者名簿の整備、避難勧告の判断・伝達マニュアルの策定を促進します。	・避難体制の整備促進	・避難行動要支援者名簿を作成済市町村 63市町村 (H30年度末) ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(作成例)」の改定(令和2年6月)	危機管理防災部	
						●	(4)自然災害分野 ①河川	埼玉県防災情報メール等による災害情報の発信を継続するとともに、防災教育や訓練を実施し、防災力の向上を推進します。	・避難情報等を発令・伝達する災害オペレーション支援システムの運用保守 ・防災情報メールの運用保守 ・アラートによる災害情報の発信	・災害オペレーション支援システムの運用・保守の実施 ・災害時の埼玉県防災情報メールによる災害情報の発信 ・アラート全国合同訓練の実施(市町村、放送事業者、県が参加) ・52市町村で避難所設営訓練や災害時要援護者対策訓練など様々な訓練を実施。	危機管理防災部	
						●	(4)自然災害分野 ②山地	山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、災害の発生するおそれが高い箇所から優先して治山施設を整備します。	・土砂災害防止施設の整備	(公共)砂防 6件、急傾斜地 6件、地すべり 4件 (県単)砂防 9件、急傾斜地 8件	県土整備部	
						●	(4)自然災害分野 ②山地	豪雨等の災害により崩壊した箇所等で、人的被害や崩壊の拡大のおそれがある箇所を最優先に治山施設を整備します。	・治山事業 山腹荒地、荒廃溪流及び地すべり地に対して治山施設を整備する	治山事業の実施 20か所	農林部	
						●	(4)自然災害分野 ②山地	集中豪雨や大規模崩壊など近年の災害要因の変化に対応するため、山地災害危険地区の再調査を実施します。	・山地災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、災害の未然防止を図る	山地災害危険地区の追加 6か所	農林部	
						●	(4)自然災害分野 ②山地	県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定を推進します。	・警戒避難体制の確保	土砂災害警戒区域1区域 土砂災害特別警戒区域93区域の指定	県土整備部	
						●	(5)健康分野 ①熱中症	効果的な注意喚起を行う市町村の事業費を補助し、取組を支援します。	・効果的な熱中症予防対策を行う市町村への補助制度	15市町の事業費に対して補助	保健医療部	
						●	(5)健康分野 ①熱中症	「まちのクールオアシス」の取組を拡充します。	外出時に一時休息所や情報発信の拠点として民間企業等に協力いただき、「まちのクールオアシス」として登録・県ホームページで公表。	協力施設数 8,171施設(R2)	保健医療部	
						●	(5)健康分野 ①熱中症	熱中症情報の迅速な提供方法(アプリを活用した情報提供等)を検討します。	県公式スマホアプリ「まいたま防災」で熱中症リスクの高い日に熱中症予防情報をプッシュ配信。	プッシュ通知数 57回	保健医療部	
						●	(5)健康分野 ①熱中症	高齢者等ハイリスク者への見守りや声かけの強化、埼玉労働局との連携の強化を図ります。	熱中症に係る関係部局との熱中症予防対策連絡会議の開催や、市町村職員等向け研修会の開催	熱中症予防対策会議 1回 市町村職員向け研修会 1回	保健医療部	
						●	(5)健康分野 ②感染症	感染症予防の普及啓発を推進します。	・蚊媒介感染症の予防に係る普及啓発 市町村と連携し、県民等へ感染症の予防策や蚊の防除方法について周知	県内63市町村へ、蚊媒介感染症予防対策の広報誌への掲載を依頼	保健医療部	
						●	(5)健康分野 ②感染症	防除作業実施機関との連携を強化します。	・埼玉県媒介蚊緊急防除マニュアルの策定	県ホームページでの周知	保健医療部	
						●	(5)健康分野 ③複合影響	「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱(オキシダント)」について、県民の生活環境保全に資するよう適切に運用していきます。	・光化学スモッグ注意報等発令時における周知の迅速化 注意報等の発令、光化学スモッグ発生予測等	光化学スモッグ注意報発令日数 7日	環境部	



緩和策						適応策	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)本文			概要(制度名称等)	R2事業実績	担当部局
産業・業務	家庭	運輸	建築物	吸収源	部門横断		緩和策:項目 適応策:分野	緩和策:施策 適応策:項目	緩和策:施策の概要 適応策:取組			
						●	(5)健康分野	③複合影響	光化学オキシダント対策を着実に実施します。	工場・立入検査、指導事業費 法及び条例に基づき排出事業者を指導 揮発性有機化合物対策費 事業者の自主的なVOC排出削減を促進	規制対象の事業者に対する立入検査の実施、法及び条例の基準に適合するよう指導。 ・VOCに係る行政指導(0件) ・九都県市と連携して夏季のVOC削減について呼びかけ(7月) ・VOC排出削減対策事業者向けセミナー 1回 ・自主的取組の啓発 10件 ・VOCサポート事業実施 1件	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	住宅におけるヒートアイランド対策を促進します。	先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル事業 平成28年度から30年度にかけて整備した総合的なヒートアイランド対策が施された、先導的な住宅街モデルにおいて効果検証を行い、その取組について広く普及を図る。	先導的住宅街モデル2か所(戸田市、さいたま市)において効果検証を実施 ・HPでの情報発信等を通じて効果を広く周知し、取組の普及を促進	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	九都県市と連携して、クールシェアを推進します。	九都県市HPでの情報発信等により、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合い省エネ・節電に取り組む「クールシェア」の普及啓発を行う(九都県市首脳会議脱炭素WG)。	九都県市HP上でのクールシェアの具体例などの情報を発信	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	打ち水や日傘の普及啓発を行います。	打ち水イベントの実施等による機運醸成 民間企業等との連携や日傘使用の機会の提供による普及啓発	打ち水イベント開催 1回(熊谷市) 九都県市と連携した普及啓発の実施 埼玉打ち水の環による打ち水実施団体等の募集 25件 共同企画傘の活用による普及啓発 ツイッターでの日傘・暑さ対策に関する情報発信	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	ヒートアイランド現象の実態調査(温度実態調査)を行います。	県内のヒートアイランド現象の実態を把握し効果的な対策を検討するため、県内の小学校の百葉箱を利用して温度実態調査を実施している。	41か所の小学校で温度測定を実施	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	彩の国みどりの基金を活用した緑の創出を推進します。	みどりいっぱい園庭・校庭促進事業 園庭・校庭芝生化補助 補助対象:民間事業者・市町村 補助率 1/2~10/10 園庭・校庭芝生化維持管理補助 アドバイザーの派遣	芝生化件数 19件(校庭2件、園庭17件) 芝生維持管理補助件数79件(校庭20件、園庭59件) みどりのアドバイザー派遣回数 17回	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	地域制緑地内における開発等の行為に対する指導を強化します。	特別緑地保全地区:都市緑地法に基づき、都市部にある希少な緑地を保全 近郊緑地特別保全地区:首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域内において特に風致景観が優れた緑地を保全 ふるさとの緑の景観地:ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、良好な景観を有する緑地を保全 自然環境保全地域:埼玉県自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や特異な地形、地質、貴重な動植物の自生地などの良好な自然環境を保全するため指定	指導件数 0件	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	地域制緑地内における開発等の行為に対する指導を強化します。	自然公園:県内の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした指定 自然環境保全地域:埼玉県自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や特異な地形、地質、貴重な動植物の自生地などの良好な自然環境を保全するため指定	自然公園内の開発等の行為に対する指導:1件	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	身近な緑公有地化事業による樹林地の公有地化を推進します。	身近な緑公有地化事業 景観地等に指定された緑地のうち保全が困難なものを、市町村と協力し買取りを行う。	公有地化面積 14,526.62㎡	環境部
						●	(6)県民生活・都市生活分野	①暑熱による生活への影響	緑の管理協定によるふるさとの緑の景観地の保全を推進します。	緑の管理協定締結者への奨励金交付	ふるさとの緑の景観地奨励金 726件	環境部